

清水町広報紙広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、清水町広報紙（以下「広報紙」という。）に掲載する有料広告について必要な事項を定めるものとする。

(掲載の基準)

第2条 広報紙に掲載する基準は、清水町有料広告掲載等取扱要綱によるものとする。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格及び掲載位置は、次のとおりとする。

- (1) 広告の大きさは1件あたり縦48ミリメートル、横80ミリメートルとする。
- (2) それぞれの広告の掲載位置については、町長が定める。

(広告掲載料金等)

第4条 広告掲載料金は、1件当たり2,500円とする。

- 2 前項の広告掲載料金は前納とし、町長が指定する期日までに、町が発行する納入通知書により一括納入するものとする。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告掲載の申込み)

第5条 広報紙に広告を掲載しようとする者は、清水町広報紙広告掲載申込書に掲載しようとする版下を添えて、町長が指定する期日まで提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第6条 町長は、前条の規定に基づく申込書を受理したときは、広告掲載の可否を決定し清水町広報紙広告掲載決定通知書により申請者に通知するものとする。

(広告主の責任等)

第7条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消)

第8条 町長は、次の各号に該当する場合は、当該広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに版下を提出しなかった場合
- (2) 広告主または広告内容が不相当と判断した場合
- (3) 指定する期日までに広告掲載料金を納付しなかった場合
- (4) 広報紙の編集・発行上支障がある場合

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。